

【死亡届】を提出された方へ

亡くなられた方が、住民登録をしていた市区町村で手続きが必要な場合がありますので、各自治体にご確認ください。
西東京市に住民登録をされていた方は、以下の項目に該当する場合、手続きが必要となることがあります。

項目		手続き	問合せ先	備考	確認
住民	住民票の異動	手続きは必要ありません。 ※世帯主がお亡くなりになった場合は、配偶者あるいは年長者が新しい世帯主になります。その他の世帯員の方を世帯主にする場合は、手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	市民課 受付係 (田無庁舎) 042-460-9820 保谷庁舎総合窓口係 (防災・保谷保健福祉総合センター) 042-438-4020	※相続手続きの際、亡くなった方のマイナンバーの提示を求められる場合がございます。	<input type="checkbox"/>
	印鑑登録をしている方	印鑑登録証(市民カード)をお返してください。亡くなった方の登録は抹消され、印鑑証明書は発行できなくなります。			<input type="checkbox"/>
	住民基本台帳カードをお持ちの方	カードをお返してください。			<input type="checkbox"/>
	マイナンバーカードをお持ちの方	ご親族の方がカードを管理していただくか、カードをお返してください(返納の義務はありません)。			<input type="checkbox"/>
保険	74歳まで 西東京市国民健康保険に加入している方	○医療機関等での精算終了後、被保険者証をお返してください。 ○葬祭費の請求には喪主名が確認できる、「葬儀の領収証」又は「会葬礼状」(いずれもコピー可)を添付してください。	保険年金課 国保給付係 042-460-9821	葬祭費について、葬儀を行った翌日から2年を過ぎると、時効により支給できませんので、ご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	75歳以上 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	○医療機関等での精算終了後、被保険者証をお返してください。 ○葬祭費の請求には喪主名が確認できる、「葬儀の領収証」又は「会葬礼状」(いずれもコピー可)を添付してください。	保険年金課 後期高齢者医療係 042-460-9823		<input type="checkbox"/>
年金	年金に加入している方 (または、年金受給前の60~64歳未満の方)	加入していた年金の種類・納付月数・世帯構成等によって、届出内容が異なりますので、お問い合わせください。	保険年金課 国民年金係 042-460-9825	最寄りの年金事務所 〒180-8621 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18 武蔵野年金事務所 (間)0422-56-1411(ナビダイヤル) 予約専用電話:0422-56-2445 予約専用ダイヤル:0570-05-4890 (間) ねんきんダイヤル:0570-05-1165	<input type="checkbox"/>
	年金を受けている方	『未支給年金請求(死亡届)』又は『遺族年金請求』等の手続きが必要です。 受けていた年金種別によって届出先が違います。 国民年金(第1号被保険者期間のみ)及び障害基礎年金の受給者は、『市役所』。これ以外の厚生年金等(2つ以上の年金種別含む。)の受給者は、『年金事務所』です。 ※届出に必要な書類等は、直接各届出先にお問合せください。			<input type="checkbox"/>
子育て	手当・医療費助成を受けている方 18歳以下の児童のいるひとり親家庭となった方	○担当課にお寄りください。 ○医療証をお返してください。	子育て支援課 手当助成係 042-460-9840	お子さんに障害のある場合は20歳未満が対象となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
	私立幼稚園等に児童を通園させている方	補助金の支給を受けている場合は、受給者変更の手続きが必要な場合があります。また、支給認定を受けている場合は家庭状況変更届の提出が必要です。	子育て支援課 調整係 042-460-9841	必要な書類は、お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
障害介護	障害者手帳をお持ちの方 難病医療費助成を受けている方	○障害者手帳・受給証等をお返してください。 ○手当、医療費助成等の手続きについてご説明します。担当課にお寄りください。	障害福祉課 手当助成係 042-420-2806		<input type="checkbox"/>
税	介護保険被保険者の方	被保険者証を持参の上、担当課にお寄りください。	高齢者支援課 相談受付係 042-420-2816(田) 042-439-4425(保)		<input type="checkbox"/>
	市内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方	相続により、新たに納税をしていただく方が決めたため、届出が必要です。	資産税課 土地係 042-460-9829 家屋償却資産係 042-460-9830	左記・資産税課までご連絡をお願いいたします。 相続登記のお手続きをされる場合は下記までお問い合わせください。 ※法務局 田無出張所 042-461-1130	<input type="checkbox"/>
	家屋の所有者が亡くなられて、今後、当該家屋に住む予定の方がいない(空き家となる)場合は、右記・住宅課まで連絡をお願いいたします。		住宅課住宅係 042-438-4052	空き家の除去・利活用・管理などについてのご相談の受付や情報提供をいたします。	<input type="checkbox"/>
	住民税が課税になっている方	相続により、新たに納税をしていただく方が決めたため、届出が必要です。	市民税課 市民税係 042-460-9827		<input type="checkbox"/>
軽自動車、二輪車、原付等をお持ちの方	車両の名義変更手続き、新たに納税をしていただくための届出が必要です。	市民税課 市民税係 042-460-9826	軽自動車検査協会(軽自動車の名義変更) 050-3816-3104 東京陸運支局(二輪車の名義変更) 050-5540-2033	<input type="checkbox"/>	

※その他西東京市でサービスを受けている方は、それぞれの担当課でご確認ください。また、『西東京市暮らしの便利帳』をご参照ください。

西東京市Web>死亡届>「おくやみ手続きご案内」をご活用ください。

死亡届提出後に必要な手続きをまとめた冊子「おくやみ手続きご案内」を作成しました。西東京市ホームページに掲載していますので、こちらのQRコードよりご覧ください。

